

第5章 譲渡・廃棄の許可

第1 火薬類の譲渡の許可（法第17条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第9「火薬類譲渡許可申請書」

(2) 申請時期

火薬類を譲渡しようとするときは、あらかじめ申請すること。


(3) 次の書類等を添付すること。

譲渡理由書

譲渡の相手方、相手方の火薬類保管場所、譲渡方法及び取扱者、その他公共の安全に必要な措置について記載すること。

2 申請手数料について

1,200円

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 許可の基準について

(1) 原則として、許可期間の満了や工事完了による残火薬類の返品に伴うものであり、譲渡する相手方が火薬類製造業者又は販売業者であること。

(2) 譲渡期間が1年以内で、かつ譲渡に必要であると認められる期間であること。

4 許可証について

(1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲渡許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

(2) 譲渡許可証の交付を受け、譲渡行為が完了した場合は、保安係へ譲渡許可証を返納すること。

(3) 譲渡許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲渡許可証を添付し、保安係へ提出し、譲渡許可証の書換えを受けること。なお、譲渡許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及

び数量、目的、期間に変更が生じた場合は、改めて譲渡許可申請が必要となる。

- (4) 譲渡許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲渡許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲渡許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

法第50条の2の規定により、猟銃用火薬類等（銃刀法剣類所持等取締法に規定するけん銃又は猟銃に使用される実包及び無煙火薬、また、けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用される空包、銃用雷管及び黒色用猟用火薬をいう。）の、譲渡、譲受、輸入及び消費の許可の申請については、埼玉県公安委員会が申請等の窓口となる。

記載例「火薬類譲渡許可申請書」

様式第9（第35条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲渡許可申請書（記載例）

〇〇年〇〇月〇〇日

さいたま市長 様

（代表者） 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

名 称	〇〇株式会社	
事務所所在地(電話)	さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地 (〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)	
職 業	〇〇〇〇	
(代表者)住所氏名(年齢)	さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 (〇〇歳)	
火薬類の種類及び数量	〇〇〇〇 火薬〇〇グラム	
譲渡の目的	例) 残火薬類の返品による	
譲渡期間 (1年を越えないこと。)	自	〇〇年 〇〇月 〇〇日 至 〇〇年 〇〇月 〇〇日
譲渡火薬類の所在場所	さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地	
譲渡の相手方	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏 名	〇〇株式会社

第2 火薬類の廃棄の許可（法第27条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第30「火薬類廃棄許可申請書」

(2) 申請時期

火薬類を廃棄しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 廃棄場所の案内図

イ 危険予防の方法

危険予防の方法には、次の事項について記載すること。

1. 廃棄にあたっての注意事項
2. 通行人等への配慮
3. 関係者以外の立入禁止措置
4. 盗難防止措置
5. 火薬類の取扱い

ウ 廃棄計画書

廃棄計画書には、次の事項について記載すること。


1. 廃棄火薬類の処理方法
2. 廃棄日時
3. 作業手順
4. 安全管理の方法
5. 従事者名簿
6. 廃棄場所付近の状況図

火薬類の廃棄場所、危険区域、見張人の位置等を朱書すること。

廃棄場所から半径100m以内の保安物件並びに地形等、火薬類の廃棄に関する事項を明記すること。

2 許可の基準について


- (1) 火薬類の廃棄が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。

 表1 廃棄の基準 (108ページ)

- (2) 廃棄を指揮する者は、火薬類についての一般的、基礎的知識及び火薬類の廃棄についての技術上の基準に関する知識並びに廃棄作業について経験を有する者であること。

3 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第7号「火薬類廃棄許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

 I 総則 / 3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項
(3ページ)

4 その他

火薬類の廃棄の許可について、申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は廃棄計画書に変更が生じた場合は、細則様式第34号「火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届」を保安係へ提出すること。なお、申請書の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、場所、日時並びに危険予防の方法に変更が生じる場合は、改めて廃棄許可申請が必要となる。

表1 廃棄の基準（省令第67条）

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 67-1	火薬類（不発弾を除く。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。	例示基準参照	適・否
67-2	前項の爆発処理又は燃焼処理をする場合には、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 51-1-1	火薬類を収納する容器は、木その他電気不良導体で作った丈夫な構造のものとし、内面には鉄類を表さないこと。		適・否
準用 51-1-2	火薬類を存置し、又は運搬するときは、火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なった容器に収納すること。ただし、火工所（第五十二条の二第一項の規定により設けられたものをいう。）において薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを当該火工所に存置し、又は当該火工所から発破場所に若しくは発破場所から当該火工所に運搬する場合には、この限りでない。		適・否
準用 51-1-3	火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。この場合において、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場所に運搬するときは、背負袋、背負箱等その他の運搬専用の安全な用具を使用すること。		適・否
準用 51-1-3 の2	移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を運搬する場合には、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝撃を与えないように慎重に行うこと。		適・否
準用 51-1-4	電気雷管は、脚線が露出しないような容器に収納して運搬すること。		適・否
準用 51-1-5	火薬類は、使用前に、凍結、吸湿、固化その他異常の有無を検査すること。		適・否
準用 51-1-6	凍結したダイナマイト等は、爆発又は発火のおそれがない適切な方法で融解すること。ただし、火気、ストーブ、蒸気管その他高熱源に接近させてはならない。		適・否
準用 51-1-7	固化したダイナマイト等は、もみほぐすこと。		適・否
準用 51-1-9	導火線は、導火線ばさみ等の適当な器具を使用して保安上適当な長さに切断し、工業雷管に電気導火線又は導火線を取り付ける場合には、口締器を使用すること。		適・否
準用 51-1-10	電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、当該電気雷管が爆発するおそれがない方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。		適・否
準用 51-1-11	落雷の危険があるときは、電気雷管又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。		適・否

準用 53 の 4-1-2	導火管付き雷管の導火管部を工業雷管、電気雷管、導爆線又は導火管付き雷管の雷管部に取り付ける場合には、外れないように確実に接続すること。		適・否
準用 53 の 4-1-4	導火管の点火に用いる点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用 53 の 4-1-5	導火管の点火に用いる点火器には、銃用雷管を用いないこと。		適・否
準用 54-1-1	発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。		適・否
準用 54-1-2	電気発破器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。		適・否
準用 54-1-3	発破母線は、日本産業規格 C 三三〇七 (二〇〇〇)「六〇〇V ビニル絶縁電線 (IV)」に適合する電線又はこれと同等以上の絶縁効力のある電線であって三十メートル以上の機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。		適・否
準用 54-1-4	発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させておき、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短不ぞろいにしておくこと。		適・否
準用 54-1-5	発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。		適・否
準用 54-1-6	多数斉発に際しては、電圧並びに電源、発破母線、電気導火線及び電気雷管の全抵抗を考慮した後、電気雷管に所要電流を通ずること。		適・否
準用 54-1-7	動力線又は電灯線を電源にするときは、回路の開閉は確実にし、当該作業者のほかは開閉できないようにし、かつ、回路には電気雷管が確実に爆発するための適当な電流が流れるようにすること。		適・否
準用 54-1-8	電気発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
67-2-1	爆発又は燃焼は、広い場所、高さ二メートル以上の土壌で囲まれた一定の場所等廃棄しようとする火薬類の全量が爆発した場合において他に危害を及ぼさないような場所で行うこと。		適・否
67-2-2	爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、かつ、見張人を置き作業に必要でない者の通行を遮断すること。		適・否
67-2-3	廃棄しようとする火薬類は、安全な場所に置き、処分終了前に次の処分に着手しないこと。		適・否
67-2-4	燃焼により廃棄する場合には、焼却中はみだりに接近しないこと。		適・否
67-2-5	屋外において燃焼により廃棄する場合には、風の少ない日を選び、かつ、点火に際しては風下から行うこと。		適・否

67-2-6	電気雷管で爆発させる場合には、爆発場所を離れて導通試験を行うこと。		適・否
--------	-----------------------------------	--	-----

記載例「火薬類廃棄許可申請書」

様式第30（第65条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類廃棄許可申請書（記載例）

〇〇年〇〇月〇〇日

さいたま市長 様

（代表者） 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

名 称	〇〇株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇）
職 業	〇〇〇〇
（代表者）住所氏名（年齢）	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇（〇〇歳）
火薬類の種類及び数量	〇〇〇〇 火薬〇〇グラム
廃棄する理由	例）残火薬類の廃棄による
方 法	例）爆発処理又は燃焼処理
場 所	さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地
日 時	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時
廃棄を指揮する者の氏名	〇〇〇〇
危険予防の方法	別紙のとおり